

●香川県警察本部告示第16号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月 7 日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第7条、第10条関係）				別表第2（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1 削除				1 遺失物法（明治32年法律第87号）	第1条第2項	拾得した物件の公告（遺失物法施行令第2条第1項）	拾得物件公告（遺失物法施行規則（昭和33年総理府令第52号）別記様式第2号）
					第3条	保管費用等の請求	請求書（遺失物法施行規則別記様式第6号）
					第15条	県帰属物件等の処理	県帰属拾得金引継書及び県帰属拾得物品引継書（香川県警察遺失物取扱規程別記様式第16号及び別記様式第19号）
				(1) 遺失物法施行令（昭和33年政令第172号）	第1条第2項	拾得物預り書の交付	拾得物預り書（遺失物法施行規則別記様式第1号）
					第3条第2項	拾得物件の返還に際しての拾得者への通知	物件返還通知書（香川県警察遺失物取扱規程別記様式第7号）
					第6条第1項	拾得物件の売却に係る公告	公告文書
					第6条第2項	指名競争入札の方法による場合の通知	通知書

--	--	--	--

2～7 略

8 略

略	略	拾得物件公告 (遺失物法施行規則別記様式第7号)
略	埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときの当該物件の教育委員会への提出	埋蔵文化財提出書 (遺失物法実施規程別記様式第7号)

9～18 略

(2) 遺失物取扱規則 (平成元年国家公安委員会規則第4号)	第17条 第1項	拾得物を競争入札により売却する際の権利者への通知	拾得物品売却通知書 (香川県警察遺失物取扱規程別記様式第13号)
	第18条 第1項	拾得物を廃棄する場合の権利者への通知	拾得物品廃棄通知書 (香川県警察遺失物取扱規程別記様式第14号)
	第19条	拾得物件の返還に係る遺失者等への通知	遺失物通知書 (香川県警察遺失物取扱規程別記様式第6号)
(3) 香川県警察遺失物取扱規程 (平成12年香川県警察本部告示第7号)	第20条 第2項	拾得物件が犯罪者の置去り物件であった場合の拾得者への通知	通知書

2～7 略

8 文化財

保護法 (昭和25年法律第214号)	第100条 第3項	発掘に係る文化財の所有者が判明しないときの文化庁長官等からの通知に係る公告	拾得物件公告 (遺失物法施行規則別記様式第2号)
	第101条	埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときの当該物件の教育委員会への提出	埋蔵文化財提出書 (香川県警察遺失物取扱規程別記様式第15号)

9～18 略

18の2 遺失物法（平成18年法律第73号）

第5条	提出を受けたことを証する書面の交付	拾得物件預り書（遺失物法施行規則別記様式第2号）	
第7条第1項	提出を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）	
第7条第5項	還付を受けた物件の公告	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）	
第13条第2項	提出を受けたことを証する書面の交付（第5条の準用）	拾得物件預り書（遺失物法施行規則別記様式第2号）	
	提出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）	
	還付を受けた物件の公告（第7条第5項の準用）	拾得物件公告（遺失物法施行規則別記様式第7号）	
第18条	届出を受けた物件の公告（第7条第1項の準用）	保管物件公告（遺失物法施行規則別記様式第8号）	
第27条第1項	保管費用等の請求	請求書（遺失物法施行規則別記様式第14号）	
第37条第1項第1号	県に帰属した物件の処理	県帰属拾得金引継書（遺失物法実施規程別記様式第16号）及び県帰属拾得物品引継書（遺失物法実施規程別記様式第19号）	
(1) 遺失物法施行規則（平	第14条	物件を処分する場合における拾得者への通知	拾得物件処分通知書（遺失物法実施規程別記様式第10号）
	第18条	遺失者が判明したと	遺失物確認通知書（

成19年 国家公 安委員 会規則 第6号)	第1項	きの当該遺失者への 通知	遺失物法実施規程別 記様式第11号)
	第18条 第2項	遺失者が判明したと きの拾得者又は施設 占有者への通知	拾得物件返還通知書 (遺失物法実施規程 別記様式第12号)
	第18条 第4項	遺失者が判明しない 場合における拾得者 又は施設占有者に対 する通知	所有権取得通知書 (遺失物法実施規程別 記様式第13号)
		遺失者が判明しない 場合における拾得者 又は施設占有者に対 する通知	費用請求権通知書 (遺失物法実施規程別 記様式第14号)
(2) 遺 失物法 実施規 程 (平 成19年 香川県 警察本 部告示 第15号)	第30条	警察署長の異動に係 る引継ぎ	引継書 (別記様式第 27号)
	第31条	物件の事故に係る報 告	物件事故報告書 (別 記様式第29号)
19～27 略			

19～27 略

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。